

大雨に対する夜次鉦さい
たい積場の安全対策検討業務

仕様書

令和7年9月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター 鉦山施設課

目 次

1. 件名	1
2. 目的及び概要.....	1
3. 作業実施場所.....	1
4. 納期	1
5. 作業内容及び方法等	1
6. 貸与品.....	2
7. 提出書類	2
8. 検収条件	2
9. 適用法規・規程等.....	2
10. 特記事項	2
11. 総括責任者.....	3
12. 検査員及び監督員.....	3
13. グリーン購入法の推進.....	3
 (別添図) 図1 夜次鉋さいたい積場 全体図	4

1. 件名

大雨に対する夜次鉱さいたい積場の安全対策検討業務

2. 目的及び概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以降「原子力機構」という。）人形峠環境技術センター（以降、「センター」という。）鉱山施設課では、鉱山保安法のもとウラン鉱石を採取した旧坑道や夜次鉱さいたい積場からの坑排水を処理し、周辺環境への安全性を確認した上で河川へ放流している。近年、日本各地で線状降水帯による局地的な大雨による甚大な被害が発生しており、センターでも令和5年8月に台風の接近に伴う線状降水帯により約580mm/日の大雨を記録した。降雨が長期化した場合は、日本最大となる約920mm/日の大雨となったことも推定されることから、この状況を踏まえた対策を講ずることにより安全・安心を担保する必要がある。

本業務は、たい積量の増加により貯水容量が減少傾向にある夜次鉱さいたい積場を対象として、その大雨に対する安全対策手法等の検討業務を行うものである。

3. 作業実施場所

日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 夜次鉱さいたい積場 （別添図参照）

4. 納期

令和8年3月13日（金）

5. 作業内容及び方法等

（1）鉱山施設における貯水施設からの越流防止対策などを記した文献調査

受注者は、貯水施設から越流を防止する対策工法の検討に役立つ文献を2件以上調査する。

（2）対策工法の洗い出し

受注者は、（1）の文献調査の結果を基に、人形峠の気象や地形・地質を考慮した大雨対策工法について3件以上洗い出す。

（3）比較一覧表の作成

受注者は、上記で洗い出された対策工法について、人形峠の気候的地形的条件の適用性、工期、予算規模などを基に比較表を作成する。

（4）コンクリートかん止堤の亀裂の確認と補修方法の検討

鉱さいたい積場のコンクリートかん止堤は、昭和45年に建設、昭和55年に1m嵩上げする等の補強を行っている。また、昭和62年から約10年間隔でコンクリート製の堤体の健全性（中性化）を調査・確認している。受注者は、今後、コンクリート構造物が耐用していることを確認する方法として、亀裂の有無の確認方法について（2件以上）検討し、具体的な方法を提案する。また、補修が必要な場合も考え、補修方法についても、（2件以上）検討し、具体的な方法を提案する。なお、補修方法は、原則有害元素を溶出することがない工法とする。

（5）報告書の作成

受注者は、（1）～（4）の内容について報告書に取りまとめる。

（6）打合せ 一式

受注者は、以下に示す時期に原子力機構と打合せを実施する。

①初回打合せ（作業計画書説明、内容確認等）

②最終打合せ（最終成果報告）

なお、原子力機構が打合せを必要と判断した場合若しくは受注者側で疑義が生じた場合は、その都度打合せを実施するものとし、原子力機構と協議の上、日時、場所、実施内容

を決定する。

6. 貸与品

- (1) 品名：本業務に必要とされる報告書（A4サイズ、綴じ冊子）
- (2) 数量：1部
- (3) 引渡場所：開発試験棟
- (4) 引渡時期：打ち合わせ時
- (5) 引渡方法：電子データを記憶媒体に保存した状態で手渡し
- (6) その他なし

7. 提出書類

提出書類を表-1に示す。

表-1 提出書類一覧

提出書類	書式	数量	提出期限	備考
総括責任者届	有	1	契約締結後速やかに	
工事安全組織・責任者届	有	1	作業着手7日前	
作業計画書	無	1	契約締結後速やかに	工程表含む
撮影許可証	有	1	作業開始2週間前	
委任又は下請負等の承認について	有	1	作業開始2週間前までに	下請を使用しない場合は不要
報告書	無	2	業務完了時	うち1式には電子データを格納した電子媒体を綴じ込む。
竣工届	有	1	検査合格日	
打合せ議事録	無	1	打合せ後速やかに	

(提出場所)

原子力機構人形峠環境技術センター 鉦山施設課

8. 検収条件

「7. 提出書類」の確認並びに、原子力機構が仕様書に定める業務が完了したことを確認した時を以て、業務完了とする。

9. 適用法規・規程等

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 鉦山保安法
- (3) 日本産業規格（JIS）
- (4) 地盤工学会基準（JGS）

10. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼

性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。

- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (4) 受注者は、原子力機構が定めるセンター内諸規則に従わなければならない。
- (5) センター内で作業を行う場合は、以下の日時とする。
 - ①作業日：原則として、原子力機構の出勤日とする。
 - ②作業時間：原則として、8時30分から17時00分までとする。
- (6) 受注者は、本契約を実施するにあたり、適用法規・規格、原子力機構の定める規則等及び原子力機構の指示事項を作業員に遵守させ、安全衛生に関する教育を徹底する。
- (7) 安全管理上生じた損害はすべて受注者の負担とする。
- (8) 受注者は、作業責任者及び作業員の安全意識の高揚に努めるとともに、人的災害が生じた場合は直ちに原子力機構に電話で担当者に報告するとともに、被災者の救助、応急処置を行う。

1 1. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項。

1 2. 検査員及び監督員

検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

監督員

- (1) 技術検査 鉦山施設課員

1 3. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

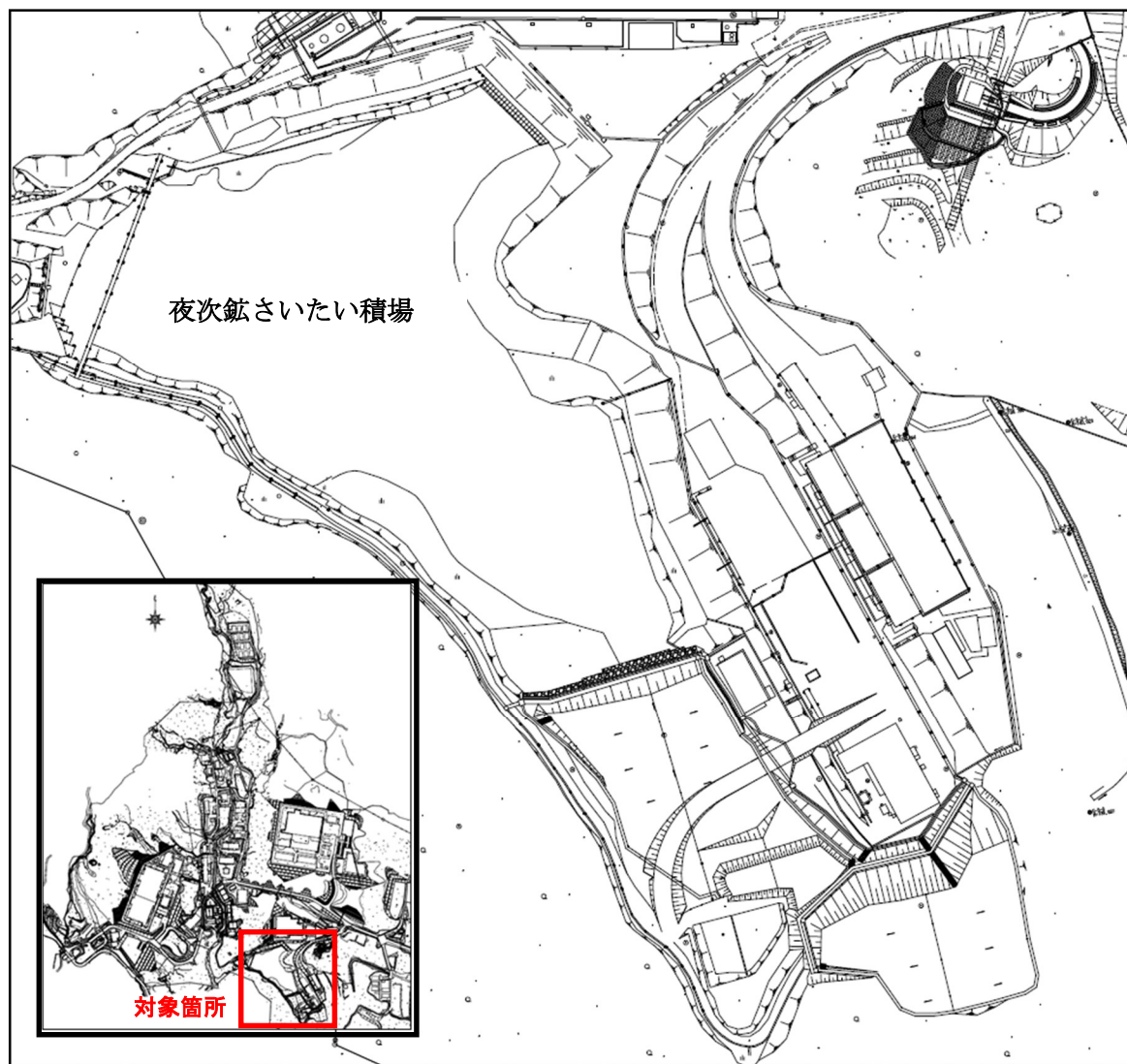


図1 夜次鉦さいたい積場 全体図